

韓中人材交流センターと覚書交換

2024年01月05日
日本技術士会
TG日中技術交流センター
代表幹事 熊澤壽人

韓中人材交流センターは正式名称を
社団法人韓中文化経済友好協会韓中人材交流センターと言い
中国に駐在所を設立し中国と技術や文化面で長く交流を続けているという
今後両社の活動を互いに補完し活動の幅を広げてゆくことを目的として
2024年1月5日に覚書交換を行った。

課題は日本語及び韓国語、中国語等言語の問題であるが、解決できない事は無いと考える。

社団法人韓中文化経済友好協会
韓中人材交流センター
公益社団法人日本技術士会
登録グループ日中技術交流センター

人材及び技術交流に関する覚書

甲: 社団法人韓中文化経済友好協会 韓中人材交流センター
乙: 公益社団法人日本技術士会登録グループ日中技術交流センター

甲は2008年に設立された社団法人韓中文化経済友好協会であり、専門分野別専門家等による中国訪問交流、中国訪問団の韓国訪問交流で各分野の高級人材と技術の交流を進めてきた。
乙は、1951年に設立された公益社団法人日本技術士会会員技術士会である。日本技術士会は約1万5000名の会員数で構成され、世界の各方面で活躍している。技術士資格は国家資格であり科学技術、電気電子部門、建設部門、農業部門、化学部門、情報工学部門、高度な知識と応用能力、豊富な実践経験を有する。その技術内容が豊富である。

一、目標
目的は、相互の技術及び文化交流を行い、相互の理解と友好関係を築くことである。

二、双方の権利と義務
(1) 甲及び乙は、「相互信頼・平等互恵・共同成長」という原則に基づき、友好的な協議を経て、以下のとおり覚書を締結する。関連分野における日本の優秀な人材と先端技術を導入し、双方の提携プロジェクトを通して日本と韓国の優れた経験とノウハウを両国に活かし推進することである。
日本と韓国の先端技術及び文化を両国に活かすことで国際間の成果転換の新たな方法を探るため、甲と乙は、相互協力関係を締結する。

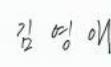
(2) 双方の協力内容及び重要な資料に関しては双方が秘密保持の義務を負う。

(3) 具体的な活動はその都度お互いに相談して進める。

三、期間
本覚書の有効期間は、2024年1月5日から、2027年1月4日までとする。本覚書の延長については、協議期間満了日までに、両者が協議の上継続するかを判断し決定する。

四、その他
1. 覚書内容の修正
甲及び乙の意思が確実に体现されるよう、本覚書の内容について甲及び乙が協議しながら修正することとする。
2. 本覚書に関する紛争があった場合には、甲及び乙は友好的に解決するものとする。次の各号の一つに該当する場合、本覚書は自動解除されるものとする。
(1) 不可抗力事由により、本覚書の履行ができなくなった時、相手方が本覚書の変更もしくは解除をすることができる。
(2) 甲及び乙は、相手方が国の法律・法規、又は本覚書の内容に違反したことを認め、一方的に本覚書の解除を通知した時。

(3) 本覚書期間満了日までに、甲及び乙の一方から書面により覚書を継続しない意思を表明した時。
3. 甲及び乙は、相手方の名義を不当に利用した、もしくは本覚書の内容に違反した場合には、相手方に対し覚書違反の責任を負うものとする。
4. 本覚書に定めのない事項については、別途協議して補足覚書を締結する。補足覚書は本覚書と同等の法的効力を持つ。
5. 本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

甲: 社団法人韓中文化経済友好協会
韓中人材交流センター (押印)
代表者サイン: 
日付: 2024年01月05日

乙: 公益社団法人日本技術士会
登録グループ日中技術交流センター (押印)
代表者サイン: 
日付: 2024年01月05日

